



# 難病ガイド

○難病って何？（p1）

○医療費等の助成はあるの？（p2）

指定された疾病で、一定の基準を満たしている方が対象です。

○富士市からの支援はあるの？（p7）

難病の医療受給者証をお持ちの方が対象です。

○介護保険や障害福祉のサービスが知りたい（p10）

それぞれのサービスで、対象となる方が異なります。

○災害が起きる前にできることは？（p16）

○病気のこと、仕事のことを相談したい（p23）

# も く じ

難病とは	1
医療費等の助成について	2
医療費の助成について（県が認定・支給）	2
こども医療費について	4
小児患者世帯交通費等支援金について（県が給付）	5
富士市の難病支援	7
療養扶助費の支給	7
難病患者介護家族リフレッシュ事業	8
小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付	9
介護保険と障害福祉サービス	10
介護保険サービス	10
介護保険サービス以外の高齢者福祉サービス	13
障害福祉サービス	15
サービス利用の優先順位	16
災害時に備えて	16
避難に関する情報について	16
個別避難計画について	17
年金や各種手当	18
ゆずりあい駐車場／ヘルプマークについて	20
ゆずりあい駐車場利用証の交付／ヘルプマークの配付	20
公共施設利用料の減免について	21
就労支援について	22
ユニバーサル就労／就労選択支援／就労移行支援／就労継続支援	22
相談窓口など	23
電話相談など	23
家庭訪問・相談	24

# 難病とは

難病の患者に対する医療等に関する法律（以下「難病法」）では、次の要件にあてはまるものを難病と定めています。

- ① 発病のしくみが明らかではない
- ② 治療方法が確立していない
- ③ 希少な疾病である
- ④ 長期の療養が必要である

## ■指定難病

難病のうち、患者の置かれている状況から判断して、良質で適切な医療を受ける必要性が高いもので、患者数が一定の人数より少ないこと（人口の概ね0.1%程度）、客観的な診断基準（又はそれに準じるもの）が確立していることの両方にあてはまるもののうち、厚生科学審議会の意見を聴いて厚生労働大臣が指定した疾病です。

## ■特定疾患

平成27年1月難病法の施行により、従来の特定疾患治療研究事業の対象疾病は、一部を残し、指定難病に移行しました。以下の疾患については、引き続き特定疾患として、厚生労働省または静岡県が指定しています。

<厚生労働省が指定した疾患>

- ・スモン
- ・難治性の肝炎のうち劇症肝炎 ※新規申請はできません。
- ・重症急性膵炎 ※新規申請はできません。
- ・プリオン病（ヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病）

<静岡県が指定した疾患>

- ・橋本病
- ・突発性難聴

<その他治療研究事業>

- ・先天性血液凝固因子障害等

## ■小児慢性特定疾病

こどもの慢性疾病のうち、以下の要件の全てを満たすもののうち、厚生労働大臣が指定した疾病です。

- ・慢性に経過する疾病であること
- ・生命を長期に脅かす疾病であること
- ・症状や治療が長期にわたって生活の質を低下させる疾病であること
- ・長期にわたって高額な医療費の負担が続く疾病であること

<対象者>

18歳未満の児童。

ただし、18歳到達後も引き続き治療が必要と認められる場合には、20歳未満の者を含む。

# 医療費等の助成について

## 医療費の助成について（県が認定・支給）

指定難病、特定疾患、小児慢性特定疾病については、医療費の一部が助成されます。

### ■対象者

- ・指定難病の診断を受けており、国の定めた一定の基準を満たしている方
- ・特定疾患の診断を受けており、国または静岡県の定めた一定の基準を満たしている方
- ・小児慢性特定疾病の診断を受けており、国の定めた一定の基準を満たしている方

### ■医療費助成の内容

	指定難病	特定疾患 ※注	小児慢性特定疾病
対象医療の範囲	指定難病についての診療・治療・看護等に関する医療費、薬剤費、訪問看護費 (保険適用のものに限る)	特定疾患についての診療・治療・看護等に関する医療費、薬剤費、訪問看護費 (保険適用のものに限る)	小児慢性特定疾病についての診療・治療・看護等に関する医療費、薬剤費、訪問看護費 (保険適用のものに限る)
自己負担割合	2割 (医療保険自己負担割合が1割の場合は1割)	2割 (医療保険自己負担割合が1割の場合は1割)	2割
入院時の食費	全額自己負担	全額自己負担	2分の1 自己負担
自己負担上限月額	世帯の所得に応じて設定	世帯の所得に応じて設定	世帯の所得に応じて設定

※注：静岡県が指定する特定疾患（橋本病・突発性難聴）のみ。厚生労働省が指定する特定疾患及び先天性血液凝固因子障害等は、自己負担なし。

### ■申請手続き

#### ① 申請書類の提出

- ・申請書に必要書類を添えて、富士健康福祉センターに提出してください。  
※申請に必要な書類は、富士健康福祉センターでお受取りいただくか、静岡県ウェブサイトからダウンロードすることができます。

#### ② 審査

- ・申請内容について、認定基準に基づいて審査が行われます。  
(認定基準を満たさないとして、認定されない場合があります。)
- ・審査は約3か月かかります。

#### ③ 受給者証交付

- ・受給者として認定されると、静岡県から受給者証が郵送されます。
- ・「指定医が診断した日」、「申請から原則1か月前の日」のいずれか遅い日に遡って医療費の助成を受けることができます。

## ■申請手続き（新規申請の場合）

		指定難病	特定疾患	小児慢性特定疾病
申請窓口		<b>富士健康福祉センター 医療健康課</b> （富士総合庁舎 1階） 電話 0545-65-2659 住所 富士市本市場 441-1		<b>富士健康福祉センター 福祉課</b> （富士総合庁舎 1階） 電話 0545-65-2647 住所 富士市本市場 441-1
必要書類	申請書	○	○	○
	同意書	×	×	○
	・臨床調査個人票 又は ・小児慢性特定疾病 医療意見書	○	○	○
	世帯全員が記載された 住民票	マイナンバーの提示により 省略可	○	○
	マイナンバーの確認書類	○	×	○
	税に係る証明書	マイナンバーの提示により 省略可	○	○
	健康保険証の写し	○	○	○

※上記以外に必要となる書類がある場合があります。

## ■自己負担上限月額表

階層区分	階層区分の基準		指定難病／特定疾患			小児慢性特定疾病		
			一般	高額かつ 長期※	人工呼吸器 等装着者※	一般	重症	人工呼吸器 等装着者
生活保護	-		0円	0円	0円	0円	0円	0円
低所得Ⅰ	市民税 非課税 (世帯)	本人年収 ～826,500円 (R8.7.1～)	2,500 円	2,500 円	1,000 円	1,250 円	1,250 円	500 円
低所得Ⅱ		本人年収 826,500円超 (R8.7.1～)	5,000 円	5,000 円		2,500 円	2,500 円	
一般所得Ⅰ	市民税課税 7万1千円未満		10,000 円	5,000 円		5,000 円	2,500 円	
一般所得Ⅱ	市民税課税 7万1千円～25万1千円未満		20,000 円	10,000 円		10,000 円	5,000 円	
上位所得	市民税課税 25万1千円～		30,000 円	20,000 円		15,000 円	10,000 円	
入院時の食費			全額自己負担			1/2 自己負担		

※高額かつ長期：月ごとの医療費総額が5万円を超える月が年間6回以上ある場合。

※人工呼吸器等装着者：臨床調査個人票の中に人工呼吸器等装着者であることの記載があり、認定基準を満たしている場合に適用。

※生活保護受給者は、特定疾患の申請はできません。

### お問い合わせ

（指定難病/特定疾患） 富士健康福祉センター（富士保健所） 医療健康課 電話 0545-65-2659  
 （小児慢性特定疾病） 富士健康福祉センター（富士保健所） 福祉課 電話 0545-65-2647

## こども医療費について

「特定医療費（指定難病）受給者証」または「小児慢性特定疾病医療受給者証」をお持ちの富士市に住所を有する18歳到達後最初の3月31日までのお子さまについて、当該療養に要した保険診療分医療費の自己負担金は、償還払い（払い戻し）の対象となります。

申請窓口：富士市役所子育て給付課（市庁舎4階南側）  
電話 0545-55-2738

- 持ち物：① 健康保険の資格情報がわかるもの  
② こども医療費受給者証  
③ こども医療費受給者証記載の受給資格者名義の振込先がわかるもの  
④ 「特定医療費（指定難病）受給者証」または「小児慢性特定疾病医療受給者証」  
⑤ 領収書（レシートは不可）

## 小児患者世帯交通費等支援金について（県が給付）

小児慢性特定疾病、指定難病及び医療的ケアを必要とする小児患者の入院及び通院の付添いに係る費用の一部を助成します。

静岡県内にお住まいの小児患者が、居住地から離れた医療機関を受診する際に、同一世帯の方が付添いを行った日数に応じて支援金を給付します。

### ■対象世帯

静岡県内にお住まいで、小児慢性特定疾病、指定難病及び医療的ケア児患者を養育する世帯

#### ◎小児患者とは

次のいずれかに該当する20歳未満の方

- ・小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方
- ・特定医療費（指定難病）受給者証をお持ちの方
- ・医療的ケア児※承認を受けた方（令和8年度から対象）  
（※事前の利用登録が必要です。詳細は裏面を御覧ください。）

#### ◎居住地から離れた医療機関とは

お住まいの市町を含む2次保健医療圏（以下参照）の区域を越えた市町にある医療機関を指します。（県外の医療機関を含みます。）

（対象となる例）

富士市にお住まいの患者が、富士市・富士宮市以外の病院を受診

### ■2次保健医療圏とは

2次保健医療圏とは、県民に包括的な保健医療サービスを提供する圏域のことです。静岡県では以下のとおり区域を定めています。

医療圏	構成市町名
賀茂	下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町
熱海伊東	熱海市、伊東市
駿東田方	沼津市、三島市、御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町、小山町
富士	富士宮市、富士市
静岡	静岡市
志太榛原	島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町
中東遠	磐田市、掛川市、袋井市、御前崎市、菊川市、森町
西部	浜松市、湖西市

### ■支援額

対象世帯	金額
連続する6日以上 <small>の入院</small> に係る付添いを行った世帯	付添い1日あたり2,000円（定額） ※交付対象期間毎に90日を限度とします。
1か月当たり4日以上 <small>の通院</small> に係る付添いを行った世帯	1か月あたり4,000円（定額）

## ■注意事項

- 1 支援金を申請した宿泊費及び交通費に関して、他の行政機関や団体からの助成を受けている場合は支援金の対象となりません。
- 2 患者の居住する2次保健医療圏内の医療機関を受診する場合は対象となりません。
- 3 小児慢性特定疾病、指定難病の区分での申請は、受給者証に記載されている疾病に関する入通院が対象となります。

医療的ケア児の区分での申請には、事前の利用登録（問合せ先：県障害福祉課 054-221-3319）が必要です。詳しくは以下ホームページを御確認ください。

<医療的ケア児利用登録申請のご案内>

<https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/shogaifukushi/chitekishogai/1040619/>



## ■申請方法

対象となる方は1年に1回、次の方法で申請を行ってください。

### ◎小児慢性特定疾病又は指定難病区分で申請の方

- |          |  |
|----------|--|
| ① 申請受付期間 | 10月1日から11月20日まで<br>(10月1日以降に受給者証が交付された場合は、交付日から60日以内とします。) |
| ② 対象期間   | 前年10月1日から9月30日まで   |

### ◎医療的ケア児区分で申請の方

- |            |   |
|------------|---|
| ① 利用登録申請期間 | 6月1日から8月31日まで<br>交通費支援申請を希望する医療的ケア児世帯は、事前に利用登録申請（障害福祉課）→交通費支援申請（疾病対策課）の2段階の手続きとなります。<br>詳細は以下HPを御覧ください。 |
| ② 申請受付期間   | 10月1日から11月20日まで   |
| ③ 対象期間     | 前年10月1日から9月30日まで<br>(令和8年度は、令和8年4月1日から9月30日まで)  |

## ■申請先

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号  
県健康福祉部医療局 疾病対策課 電話 054-221-3393

- ※電子申請又は郵送で、静岡県疾病対策課難病対策班へ申請してください。
- ※申請に必要な書類は、静岡県ウェブサイトからダウンロードすることができます。
- ※保健所（富士健康福祉センター等）には提出できませんので、ご注意ください。

<申請に関するHP>

<https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/shippeikansensho/nanbyo/1070555.html>



## ■お問合せ先

(支援金申請に関すること)

県健康福祉部医療局 疾病対策課 電話 054-221-3393

(医療的ケア児に係る利用登録に関すること)

県健康福祉部障害者支援局 障害福祉課 電話 054-221-3319

# 富士市の難病支援

## 療養扶助費の支給

富士市では、指定難病患者等の療養に伴う経費の軽減を図るため、療養扶助費を支給します。

申請窓口：富士市役所保健医療課（フィランセ西館3階）  
電話 0545-67-0260

対象者：富士市に住所を有し、静岡県が発行する

- ・「特定医療費（指定難病）受給者証」
- ・「特定疾患医療受給者証」
- ・「小児慢性特定疾病医療受給者証」 のいずれかの交付を受けている方。

支給額：一律支給分 1万円（受給者証の有効期間内1回）  
入院支給分 1か月の入院日数が15日以上 1万円/月  
1か月の入院日数が14日以下 5千円/月  
※入院支給分は、受給者証に記載された疾病の療養に係るご入院があった場合に申請できます。

持ち物：①「特定医療費（指定難病）受給者証」  
または「特定疾患医療受給者証」  
または「小児慢性特定疾病医療受給者証」  
② 患者本人名義の振込先がわかるもの（患者が18歳未満の場合は保護者名義のもの）  
③ 入院支給分の申請は、入院領収書  
（受給者証に記載された指定難病等の治療を行った指定医療機関発行のもの）

## 難病患者介護家族リフレッシュ事業

難病患者の方の介護に従事しているご家族の負担軽減を図るため、訪問看護などを実施するための費用の一部を助成します。

### 【在宅支援事業】

診療報酬に基づく訪問看護（2時間）に引続き行われる滞在型の訪問看護に要する経費

### 【就学支援事業】

- ・学校における授業や行事で、医師の訪問看護指示書に基づいて医療的ケアを行うための訪問看護にかかる経費
- ・訪問看護師が同乗するタクシー（福祉タクシーを含む）を利用した送迎経費

対象者：

		対 象 者
在宅支援事業	指定難病患者 特定疾患患者	在宅で人工呼吸器を使用しているまたは気管切開で頻回に吸引が必要であり、医師の指示により訪問看護が必要と認められる方
就学支援事業	小児慢性特定疾病児童等 筋ジストロフィー患者 重症心身障害児（者）	小・中学校または義務教育段階の特別支援学校への登下校時や在校時における医療的ケアを必要とする児童生徒

利用者負担額等：

	利用時間	利用者負担額	利用回数
在宅支援事業	2時間	1,448円/1回	1年につき 24回まで
	3時間	1,998円/1回	
	4時間	2,548円/1回	
	5時間	3,098円/1回	
	6時間	3,648円/1回	
就学支援事業	1時間	550円/1回	1年につき 80回まで
	2時間	1,100円/1回	
	3時間	1,650円/1回	
	4時間	2,200円/1回	
	5時間	2,750円/1回	
	6時間	3,300円/1回	
	7時間	3,850円/1回	
	登下校時における医療的ケアを伴う移動に要する費用	400円/1回	

お問い合わせ：富士市役所保健医療課（フィランセ西館3階）  
電話 0545-67-0260

## 小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付

「小児慢性特定疾病医療受給者証」をお持ちで在宅療養している方に、車いすや特殊寝台等の購入費用の一部を助成し、小児慢性特定疾病児童等の日常生活の利便向上を図ります。  
※障害者総合支援法などの同様な給付制度の利用ができる場合を除きます。

申請窓口：富士市役所保健医療課（フィランセ西館3階）  
電話 0545-67-0260

### 対象用具／対象者：

種目	対象者	性能等
便器	常時介助を要する者	小児慢性特定疾病児童等が容易に使用し得るもの。（手すりをつけることができる。）
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。
歩行支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア 小児慢性特定疾病児童等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの。
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾病児童等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。
車椅子	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児童等の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者（在宅以外（入院中又は施設入所）の者についても対象）	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。
クールベスト	体温調節が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの。
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者	紫外線をカットできるもの。
ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。
ストーマ装具（消化器系）	人工肛門を造設した者（在宅以外（入院中又は施設入所）の者についても対象）	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。
ストーマ装具（尿路系）	人工膀胱を造設した者（在宅以外（入院中又は施設入所）の者についても対象）	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。
人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。
チューブ型包帯	皮膚疾患群に罹患しており、軽微な外力により水疱やびらんを生じ、皮膚障害を起こすことがある者	外力から皮膚を保護できるもの。

# 介護保険と障害福祉サービス

## 介護保険サービス

難病患者の方も、介護保険の対象になる場合は、介護保険サービスをご利用いただくことができます。

詳しくは、「いきいき高齢者ガイド」をご覧ください。

※「いきいき高齢者ガイド」は、富士市役所介護保険課（市庁舎 4 階北側）または地域包括支援センター等で配付しています。

申請窓口：富士市役所介護保険課（市庁舎 4 階北側）

電話 0545-55-2765



介護サービス利用対象者：

	年齢	対象要件
第 1 号被保険者	65 歳以上の方	原因問わず、要介護または要支援の認定を受けた方がサービスを受けられます。
第 2 号被保険者	40 歳以上 65 歳未満で医療保険に加入している方	下記の特定疾病が原因で、要介護または要支援の認定を受けた方がサービスを受けられます。

〈特定疾病〉 ※該当するかどうか、申請前に必ず主治医に確認してください。

- ・がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。）
- ・関節リウマチ
- ・筋萎縮性側索硬化症
- ・後縦靭帯骨化症

- ・骨折を伴う骨粗しょう症
- ・初老期における認知症
- ・パーキンソン病関連疾患
- ・脊髄小脳変性症
- ・脊柱管狭窄症
- ・早老症
- ・多系統萎縮症
- ・糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症

- ・糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- ・脳血管疾患
- ・閉塞性動脈硬化症
- ・慢性閉塞性肺疾患
- ・両側のひざ関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

介護サービスの種類と内容：

■居宅サービス

※種類の項で下段に記載されているものは、要支援 1・2 の人が利用できる介護予防サービスの名称です。

	種 類	内 容
訪問を受けて利用する	訪問介護（ホームヘルプ） 介護予防訪問介護相当サービス	ホームヘルパーが自宅を訪問して、介護や炊事・掃除等の身のまわりの援助をします。
	訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護	浴槽を積んだ入浴車等で自宅を訪問して、看護師等が入浴介助を行います。
	訪問看護 介護予防訪問看護	看護師等が自宅を訪問して、看護の支援をします。
	訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション	専門職が自宅を訪問して、リハビリテーション等を行います。
	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師等が自宅を訪問して、療養上の管理や指導を行います。
通所して利用する	通所介護（デイサービス） 介護予防通所介護相当サービス	デイサービスセンター等に通い、入浴、排泄等の介護や機能訓練等が受けられます。
	通所リハビリテーション（デイケア） 介護予防通所リハビリテーション	医療機関や介護老人保健施設に通い、リハビリテーションが受けられます。
短期間入所する	短期入所生活介護（ショートステイ） 介護予防短期入所生活介護	短期間、介護老人福祉施設等に入所して、入浴、排泄、食事等の介護や機能訓練が受けられます。
	短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護	短期間、介護老人保健施設等に入所して、看護・介護及び機能訓練等が受けられます。
居宅での暮らしを支える	居宅介護支援 介護予防支援	介護支援専門員や地域包括支援センターの職員等が、利用者及びご家族と相談し、居宅介護（介護予防）サービス計画を作成します。
	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与	日常生活の自立を助けるための福祉用具を借りることができます。
	特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	福祉用具の購入ができます。
	住宅改修費支給 介護予防住宅改修費支給	手すりの取り付けや段差の解消等小規模な改修費用を支給します。
在宅に近い暮らし	特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム等の特定施設に入居している人が、介護や機能訓練、療養上の世話を受けられます。

## ■地域密着型サービス

※種類の項で下段に記載されているものは、要支援 1・2 の人が利用できる介護予防サービスの名称です。

※原則として、他の市町村のサービスは利用できません。

	種 類	内 容
住み慣れた地域での生活を支援する	定期巡回・随時対応型/訪問介護看護	ホームヘルパーや看護師等が、定期的に巡回もしくは通報により自宅を訪問して、介護や炊事・掃除等の身のまわりの援助、療養上の世話または診療の補助（主治医が認めた場合のみ）をします。
	夜間対応型訪問介護	夜間にホームヘルパーが自宅を訪問して、介護や日常生活の世話をを行います。
	認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護	認知症の高齢者がデイサービスセンター等に通うことで、介護や機能訓練等が受けられます。
	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	通いを中心に、訪問や泊まりのサービスを組み合わせて、介護や機能訓練等が受けられます。
	認知症対応型共同生活介護 (グループホーム) 介護予防認知症対応型共同生活介護	認知症の高齢者が少人数で共同生活をしながら、介護や機能訓練等が受けられます。 ※要支援 1 の人は利用できません。
	地域密着型 特定施設入居者生活介護	小規模な有料老人ホーム等（定員 29 人以下）に入所している人が、介護や機能訓練等を受けられます。
	地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護	小規模な特別養護老人ホーム（定員 29 人以下）に入所している人が、介護や機能訓練等を受けられます。 ※原則として要介護 3～5 の人が利用できます。
	看護小規模多機能型居宅介護	「小規模多機能型居宅介護」で利用できるサービスに、訪問看護を組み合わせたサービスです。
	地域密着型通所介護	小規模なデイサービスセンター等（定員 18 人以下）に通い、入浴、排泄等の介護や機能訓練等が受けられます。

## ■施設サービス

※要支援 1・2 の人は利用できません。

	種 類	内 容
施設に入所する	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	日常生活全般について常に介護が必要で、自宅では介護が困難な人が入所します。 ※原則として要介護 3～5 の人が利用できます。
	介護老人保健施設 (老人保健施設)	病状が安定し、自宅へ戻れるようにリハビリに重点をおいたケアが必要な人が入所します。
	介護医療院	主に長期の療養が必要な人が入所し、医療と介護が一体的に受けられます。

## 介護保険サービス以外の高齢者福祉サービス

介護保険サービス以外に行っている市独自のサービスです。

詳しくは、富士市役所高齢者支援課（市庁舎 4 階北側）にお問い合わせいただくか、「いきいき高齢者ガイド」をご覧ください。

※「いきいき高齢者ガイド」は、富士市役所介護保険課（市庁舎 4 階北側）または地域包括支援センターで配付しています。

申請窓口：富士市役所高齢者支援課（市庁舎 4 階北側）

電話 0545-55-2741



高齢者福祉サービスの種類と内容：

種類	内容	問い合わせ
「食」の自立支援	以下の2つの条件を満たす人に、栄養のバランスがとれた昼食または夕食を事業者が自宅まで配達し、安否の確認をします。 ●65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯で、低栄養状態にあり見守りが必要な人 ●要支援・要介護の認定を受けた高齢者または事業対象者など	富士市役所 高齢者支援課 (市庁舎 4 階北側) 電話 0545-55-2741  または各地区の 地域包括支援センター
福祉電話の設置	65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯(どちらかが寝たきり・認知症・重度心身障害者)で、電話をお持ちでない市県民税非課税世帯の人に電話機を貸与し、基本料金を助成します。	富士市役所 高齢者支援課 (市庁舎 4 階北側) 電話 0545-55-2741
ふれあいコール	65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯の人に定期的に電話連絡をし、安否確認・孤独感の解消を図ります。	
軽度生活援助	以下の2つの条件を満たす人に、ヘルパーでは対処できない ①草取り ②庭木の剪定 ③屋内清掃など ④修理など日曜大工 ⑤障子・網戸の張替え など、単発の軽度作業をシルバー人材センターの会員が行います。 ●65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯 ●市県民税非課税世帯の人	
大型ゴミの戸別収集	70歳以上の高齢者のみの世帯または65歳以上70歳未満で要介護1～5の認定を受けた高齢者のみの世帯を対象に、大型ゴミ(家具・家電製品・金属類・その他)を予約により戸別に収集します。	
寝具クリーニングサービス	65歳以上のひとり暮らしまたは寝たきり・認知症の人のいる市県民税非課税世帯の人を対象に、専門業者による寝具の丸洗い・乾燥・消毒を行います。	

種 類	内 容	問い合わせ
車いす移送車運行サービス	歩行が困難で車いすを使用している人（外出支援サービスの対象者は除きます）を対象に、市内の医療機関へ通院する際や公共施設を利用する際の送迎を行います。	富士市社会福祉協議会 ボランティアセンター (フィランセ東館3階) 電話 0545-64-7100
車いす移送車貸出しサービス	他の交通機関では外出が困難な車いす使用者とその介護者に移送車を貸出します。	
介護者慰労金の支給	65歳以上で要介護3～5の認定を受けている人を、1年間介護保険サービス（延7日間程度のショートステイを除く）を使わずに、在宅で介護している同居の人に、慰労金を支給します。	富士市役所 高齢者支援課 (市庁舎4階北側) 電話 0545-55-2741
はり・きゅう・マッサージ費用助成	65歳以上の要介護2以上の高齢者と同居して6か月以上介護している人に対して、はり・きゅう・マッサージ費用を助成します。	
高齢者みまもりサービス	65歳以上の高齢者を含む世帯を対象に、①火災報知器（熱感知式）②ガス漏れ報知器③緊急連絡ボタン（携帯式ペンダント型付き）を貸与し、24時間のみまもり、相談対応を行います。	
紙おむつの支給	在宅で寝たきり・認知症のため紙おむつを使用している65歳以上の人に、毎月末に紙おむつを宅配します。	
訪問理美容サービス	65歳以上で寝たきりなどのために理美容院へ行くことが困難な人が、自宅で理美容サービスが受けられるよう、訪問に要する費用を助成します。	
補聴器購入費用助成	耳鼻咽喉科にて加齢性難聴と診断され、補聴器が必要と認められた聴力レベルが40dB以上70dB未満の65歳以上の高齢者に、補聴器購入費用の一部を助成します。	
障害者控除対象者の認定	65歳以上で、認知症や寝たきりなど日常生活に支障があると認められる人は、障害者手帳の交付を受けていなくても、所得税や住民税を算定する際に、所得の額から障害者控除額を差し引くことができます。	富士市役所 介護保険課 (市庁舎4階北側) 電話 0545-55-2765
日常生活自立支援事業	以下の2つの条件を満たす人に対して、地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき福祉サービスの利用援助等を行います。 ●認知症で知的・精神障害等により日常生活を営む上で必要な福祉サービスを自分の判断で適切に利用することが難しい人 ●本事業の契約内容について判断し得る能力を有していると認められる人	富士市社会福祉協議会 (フィランセ東館1階) 電話 0545-64-6010

その他のサービス／介護予防・日常生活支援総合事業：

※対象者は、65歳以上の事業対象者（基本チェックリストの該当者）、要支援1・要支援2

種 類	内 容	問い合わせ
介護予防訪問介護相当のサービス	ホームヘルパーが自宅を訪問して、食事・入浴・排泄の介助や買い物、調理、洗濯、掃除等の日常生活の手助けを行います。	富士市役所 高齢者支援課 (市庁舎4階北側) 電話 0545-55-2916
健康づくりヘルパー	ホームヘルパー等が自宅を訪問し、生活援助（買い物、調理、洗濯、掃除等）を利用者とともにを行います。	
介護予防通所介護相当のデイサービス	デイサービスセンター（日帰り介護施設）などに通い、食事・入浴の提供、日常生活上のお世話などを行います。	
健康づくりデイサービス	4時間程度のデイサービスで、レクリエーションや運動、趣味活動を行います。	
健康づくりデイトレーニング	機能訓練を中心とした約1時間30分のサービス提供を行い、定期的に運動器機能のチェックを実施します。	

地域包括支援センター：

名 称	地 区	電話番号
富士市東部地域包括支援センター	須津、浮島、元吉原	0545-39-1300
富士市吉原中部地域包括支援センター	神戸、富士見台、原田、吉永、吉原北	0545-39-2700
富士市北部地域包括支援センター	大淵、青葉台、広見	0545-23-0303
富士市鷹岡地域包括支援センター	鷹岡、天間、丘	0545-30-7062
富士市吉原西部地域包括支援センター	今泉、吉原、伝法	0545-30-8324
富士市富士北部地域包括支援センター	岩松、岩松北、富士駅北、富士北	0545-66-0115
富士市富士南部地域包括支援センター	富士駅南、富士南、田子浦	0545-65-8839
富士市富士川地域包括支援センター	富士川、松野	0545-81-4820
富士市高齢者地域包括支援センター (富士市高齢者支援課地域包括支援担当)	富士市全域	0545-55-2951

## 障害福祉サービス

難病患者の方も、身体障害者手帳の所持の有無に関わらず、必要と認められた障害福祉サービスを受けることができます。(一部、身体障害者手帳のない難病患者の方が利用できないサービスや、障害支援区分の認定が必要な場合があります。)

申請窓口：富士市役所障害福祉課（市庁舎 4 階南側）  
電話 0545-55-2761

持ち物：対象疾病とわかるもの  
(特定医療費（指定難病）受給者証、診断書など)

主な障害福祉サービスの種類と内容：

種 類	介護保険 と共通の サービス	内 容
居宅介護 (ホームヘルプ)	○	入浴・排泄・食事等の身の回りのお世話や家事援助、通院介助などを行います。
重度訪問介護		重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、入浴・排泄・食事・外出時における支援などを総合的に行います。
短期入所 (ショートステイ)	○	介護を行う家族が病気の場合などに、入所施設等において短期間、身の回りのお世話などの支援を行います。
補装具費の支給	○	障害を補うための用具（補装具）を購入、借り受けまたは修理する際の費用の一部を支給します。
日常生活用具の支給	○	在宅の重度障害者(児)が日常生活を容易にするために、日常生活用具を支給します。

※この他にも利用できるサービスがあります。

詳しくは、富士市役所障害福祉課（市庁舎 4 階南側）にお問い合わせください。

## サービス利用の優先順位

介護保険サービス、障害福祉サービスで共通するものについては、利用するにあたり優先順位があります。

**優先順位①**：介護保険サービス利用対象者は、要介護（要支援）認定を受けて、介護保険サービスをご利用ください。

**優先順位②**：介護保険サービスの対象とならない方は、障害福祉サービス等をご利用ください。

## 災害時に備えて

### 避難に関する情報について

富士市では、災害が起こるおそれがあるときには、対象地域に避難に関する情報を発令します。情報の意味をあらかじめ理解し、情報を入手する手段を準備しておきましょう。

#### ■情報の種類

緊急度 高 ↑ ※必ずしおし難に 発令される訳では ありません	緊急安全確保	命を守るための最善の行動をとる。
	避難指示	速やかに避難場所へ避難を開始する。 避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近隣や自宅内のより安全な場所に避難を開始する。
	高齢者等避難	避難に時間を要する人（高齢の方、障害のある方、乳幼児等）とその支援者は避難を開始する。 その他の人は避難の準備を整える。

#### ■情報伝達手段について

##### ○富士市メールサービス

富士市では、同報無線の内容や災害に関する情報、メールマガジンなど、さまざまな情報をメールで配信しています。登録は無料です。



右の二次元コードから登録することができます。

二次元コードが利用できない場合は、t-fuji@sg-p.jp に空メールを送信してください。

※防災情報や同報無線情報などは、富士市公式LINEでも入手することができます。

受信設定すれば、トーク画面にメッセージが届きます。

お問い合わせ：富士市役所シティプロモーション課（市庁舎 8 階北側）

電話 0545-55-2700

##### ○災害情報配信サービス

静岡県では、視覚・聴覚に障害をお持ちの方に対して、携帯電話のメール機能を活用した災害情報等の無料配信サービスを行っています。

配信サービスを利用するには、申請書にご記入のうえ事前にアドレスを登録する必要があります。

申請窓口：富士市役所障害福祉課（市庁舎 4 階南側）

電話 0545-55-2911

○富士市防災アプリ「防災ふじ」

富士市防災アプリには、同報無線で放送している内容を通知するお知らせ機能があります。同報無線の放送内容を文面で確認できるため、同報無線が聞こえづらい場合などご活用ください。

右の二次元コードから登録することができます。



お問い合わせ：富士市役所防災危機管理課（消防庁舎 3 階）  
電話 0545-55-2936

○富士市防災ラジオ

富士市防災ラジオは、FM/AM 放送の他に、富士市の同報無線放送（広報ふじ）を受信することができます。防災危機管理課にてお求めください。

〔個人〕1 台 1,000 円 〔企業・事業者〕1 台 2,000 円

購入先：富士市役所防災危機管理課（消防庁舎 3 階）  
電話 0545-55-2936

※松野地区は専用のラジオとなります。防災危機管理課または松野まちづくりセンターにてお求めください。〔個人、企業・事業者〕1 台 2,000 円

○ラジオエフ FM84.4（富士コミュニティエフエム放送株式会社）

ラジオエフでは、富士・富士宮地域に密着した災害情報を聞くことができます。

**個別避難計画について**

富士市では高齢者や障害者など、災害時の避難に支援が必要な方の避難支援の実行性を確保するために、個別避難計画の作成に取り組んでいます。

個別避難計画とは、「誰が支援するか」「どこに避難するか」「避難するときどのような配慮が必要か」など、避難行動要支援者一人ひとりの状況に合わせて予め避難方法を計画したものです。今後は、地域や専門職と連携しながら作成と活用を進め、誰も取り残さない避難体制の実現を目指します。

災害時の避難についてご不安がある方は、福祉総務課で相談を受け付けていますので、以下のお問い合わせ先までご連絡ください。



詳細は上の二次元コードからご確認ください。  
（富士市ウェブサイト個別避難計画ページ）

お問い合わせ：富士市役所福祉総務課（市庁舎 4 階北側）  
電話 0545-55-2840

# 年金や各種手当

それぞれの制度で支給を受けるためには、申請が必要です。

## ■障害基礎年金

該当する方：それぞれの年金制度の障害等級に該当する程度の障害の状態になった方  
保険料の納付についての条件を満たす方

申請窓口：

初診日において加入していた年金制度	窓口
国民年金第1号被保険者または任意の加入期間中の方 20歳前または日本に住所がある60歳以上65歳未満の方	富士市役所国保年金課 (市庁舎3階北側) 電話 0545-55-2755
国民年金第3号被保険者・厚生年金加入中の方	富士年金事務所 電話 0545-61-1900
共済年金加入中の方	各共済組合

## ■生活保護

病気や事故で働けなくなったり、離別や死別で収入がなくなったりなど、なんらかの原因によって生活に困っている人に対し、その程度に応じて国が定めた最低限度の生活を保障するとともに、一日も早く自分自身の力で生活できるように支援する制度です。

お問い合わせ・申請窓口：富士市役所生活支援課（市庁舎4階北側）  
電話 0545-55-2758

## ■児童扶養手当

該当する方：児童が離別や死別により父または母と生計を同じくしていない場合や、父または母に重度の障害がある場合などに、その児童を養育している方  
※児童とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者または中度以上の障害のある20歳未満の者をいいます。

お問い合わせ・申請窓口：富士市役所子育て給付課（市庁舎4階南側）  
電話 0545-55-2738

## ■特別児童扶養手当

該当する方：心身に重度または中度の障害（身体・知的・精神）のある20歳未満の児童を養育している保護者

〈対象児童の目安〉

- 1級障害 身体障害者手帳1・2級の一部、療育手帳A
- 2級障害 身体障害者手帳3・4級の一部、療育手帳Bの一部
- 上記と同程度以上の状態にある方

お問い合わせ・申請窓口：富士市役所障害福祉課（市庁舎4階南側）  
電話 0545-55-2759

## ■特別障害者手当

該当する方：20 歳以上の在宅の方で

- 身体障害者手帳 1・2 級程度の障害が二つ以上ある方の一部  
（日常生活において常時特別の介護を必要とする方）
- 上記と同程度以上の状態にある方

お問い合わせ・申請窓口：富士市役所障害福祉課（市庁舎 4 階南側）  
電話 0545-55-2759

## ■障害児福祉手当

該当する方：20 歳未満の在宅の方で

- 身体障害者手帳 1 級の一部と 2 級の一部の方
- 療育手帳 A の一部の方
- 上記と同程度以上の状態にある方

お問い合わせ・申請窓口：富士市役所障害福祉課（市庁舎 4 階南側）  
電話 0545-55-2759

## 〈その他の手当・年金〉

### ■富士市交通禍による遺児及び重度心身障害児福祉手当（20 歳未満）

※遺児（18 歳未満）については、子育て給付課にお問い合わせください。

お問い合わせ・申請窓口：富士市役所障害福祉課（市庁舎 4 階南側）  
電話 0545-55-2759  
：富士市子育て給付課（市庁舎 4 階南側）  
電話 0545-55-2738

### ■富士市重症心身障害者等介護手当

### ■心身障害者扶養共済年金（拠出制年金）

お問い合わせ・申請窓口：富士市役所障害福祉課（市庁舎 4 階南側）  
電話 0545-55-2759

# ゆずりあい駐車場/ヘルプマークについて

## ゆずりあい駐車場 利用証の交付

ショッピングセンター等の障害者等用駐車スペースの適正な利用を確保するため、障害のある方、難病患者、妊産婦など歩行が困難な方々に利用証を交付します。利用証は駐車時に車両のルームミラーに掲げていただき、外から見えるよう吊り下げます。

※この利用証は優先許可証ではなく、駐車場の利用を必要としていることを示すものです。  
介助者が同乗していて一般の駐車場の利用が可能な場合は、一般の駐車場をご利用ください。

申請窓口：

- ・富士市役所障害福祉課（市庁舎 4 階南側）  
電話 0545-55-2911  
★指定難病または特定疾患の方は、保健医療課（フィランセ西館3階）でも申請できます。
- ・富士健康福祉センター（富士保健所）福祉課  
電話 0545-65-2647



## ヘルプマークの配付

外見からはわかりにくいさまざまな理由から、援助や配慮を必要としていることを周囲の人に知らせるためにヘルプマークの利用を希望する人が対象になります。障害者手帳の所持などの条件はありません。家族や支援者など代理の人にも受け取っていただけます。

配付窓口：富士市役所障害福祉課（市庁舎 4 階南側）  
電話 0545-55-2911

富士健康福祉センター（富士保健所）  
福祉課（富士総合庁舎 1 階） 電話 0545-65-2647  
医療健康課（ // 1 階） 電話 0545-65-2659



# 公共施設利用料の減免について

市有・県有施設において、指定難病患者の施設利用料金が減免（無料または割引）になります。

## ■対象者

指定難病の患者本人

（患者を介護する方 1 人が無料または割引の対象となる施設もあります）

## ■必要な手続

- ・ 特定医療費（指定難病）受給者証または指定難病登録者証を施設窓口で提示してください。
- ・ 紙の証明書をお持ちでない方は、マイナポータル「わたしの情報」から表示できます。

## ■対象施設

◎富士市内の施設

（市有施設）

- ・ ふじかぐやの湯（富士市新環境クリーンセンター循環啓発棟）
- ・ 富士市道の駅富士川楽座  
体験館どんぶら、プラネタリウムわいわい劇場が対象です。
- ・ 富士総合運動公園  
総合体育館や陸上競技場など各種施設が利用できます。

（県有施設）

- ・ 静岡県富士水泳場
- ・ 富士山こどもの国

◎そのほか、対象となる県内の施設については、静岡県ウェブサイトで確認できます。

<https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/shippeikansensho/nanbyo/1070025.html>



お問い合わせ

※施設利用についての詳細は、各施設にお問い合わせください。

（市有施設の減免について）

富士市役所保健医療課（フィランセ西館3階）

電話 0545-67-0260

（県有施設の減免について）

静岡県健康福祉部医療局疾病対策課難病対策班

電話 054-221-3393

# 就労支援について

## ユニバーサル就労

働きたくても働くことができない状態にある方を対象に、一人一人の働きづらさや個性に応じた就労支援を行っています。

就労に至るまでの支援内容として、就労準備、職場見学、就労体験など様々なステップが用意されていて、利用者それぞれの状況に応じた支援を提供しています。

相談窓口	場 所	曜日・時間	電話番号
ユニバーサル就労支援センター	フィランセ東館 1 階	月～金曜日 (祝休日、年末年始は除く) 8 時 30 分～17 時 15 分	0545-64-6969

## 就労選択支援／就労移行支援／就労継続支援

障害者総合支援法で定められたサービスの一つで、就労のためのアセスメントや訓練指導等を行い、障害者(児)の社会参加を進めます。

### ■就労選択支援

障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。

### ■就労移行支援

一般企業への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

### ■就労継続支援

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

申請窓口：富士市役所障害福祉課（市庁舎 4 階南側）  
電話 0545-55-2761

# 相談窓口など

## 電話相談など

### ■富士市難病患者・家族連絡会

患者さんやご家族がより良い生活を送ることができるよう、電話相談や面接のほか、様々な活動により支援をしています。

相談方法：電話、面接 ※相談は無料、秘密は厳守します。

相談時間：第1・第3水曜日 10時00分～13時00分  
電話 0545-64-9045

相談場所：フィランセ東館3階 福祉団体活動室

その他の活動：

難病患者総合相談会（毎年6月に開催）  
医療講演会  
患者会員同士の交流、他団体との交流  
会報誌の発行 など

お問い合わせ：

富士市難病患者・家族連絡会  
会長 泉 清順 090-4238-5343  
事務局 秋山 090-8737-7952

### ■難病情報センター／小児慢性特定疾病情報センター

患者さんやご家族、また難病治療に携わる医療関係者の皆様に参考となるような情報を、厚生労働省健康局難病対策課と協力して、ウェブサイトにて提供しています。

難病情報センター

検索

小児慢性特定疾病情報センター

検索

## ■静岡県難病相談支援センター

患者さんやご家族の療養上の悩みや不安に関する相談支援を行います。

相談方法：電話、FAX、メール（随時受付）

面接（予約制） ※相談は無料、秘密は厳守します。

開館時間：月～金曜日 9時00分～17時00分

第1・第3土曜日 10時00分～16時00分

※祝休日、年末年始は休館

★同じ病気の方のお話が聞きたい方には・・・

### 難病患者ピア・サポート（電話・面談相談）

- 同じ病気の方のお話が聞きたい
- お医者さんとのコミュニケーションは・・・
- この先どうなるか不安
- 家族はどう対応したらいいの？

★日時：月・木曜日 10：00～16：00

疾病別相談日など、詳しくは静岡県ウェブサイトでご確認いただくか、お電話にてお問合せください。

静岡県 難病ピアサポーター 検索

難病患者自身やその家族が  
体験をもとに相談に応じます 😊

### 就労相談会

- ハローワーク静岡の専門相談担当者との面談を実施しています。

★日時：毎月第4水曜日 13：15～、14：15～、15：15～

場所：静岡県難病相談支援センター

※事前に、電話等で予約が必要です。

お問い合わせ・相談窓口：

静岡県難病相談支援センター（静岡総合庁舎別館2階）

住所 静岡市駿河区有明町2-20

電話/FAX 054-286-9203

メール soudan@spcc.or.jp

## 家庭訪問・相談

### ■家庭訪問相談（静岡県）

支援を必要とする難病患者さんとそのご家族を対象に、保健師・看護師が訪問等で相談に応じます。

お問い合わせ・相談窓口：

富士健康福祉センター医療健康課（富士総合庁舎1階）

電話 0545-65-2156

# 難病ガイド

令和8年6月発行

発行者

〒416-8558

富士市本市場432番地の1 フィランセ西館3階

富士市 保健部 保健医療課